

愛媛大学教育学部附属特別支援学校

# 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

## 1 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのため、わが国ではいじめ防止対策推進法（平成 25 年）にていじめを禁止し、国の基本方針を策定している。そしてそれに基づき、愛媛県では「いじめの防止等のための基本的な方針」を示している。

いじめ問題について学校の対応は大変重要な責務である。児童生徒の人権を守り、健全な発達を保証するため、国と愛媛県の基本的な方針に基づき、本校の「学校いじめ基本方針」をここに定める。

## 2 いじめの定義及び対応方針

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (ア) 心理的な影響を与える行為について

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われることや仲間はずれ、集団による無視をされることが挙げられる。また、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされることも含まれる。

#### (イ) 物理的な影響を与える行為について

ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりすることだけでなく、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりすることも含まれる。また、直接的に身体に影響をおよぼすものだけでなく、金品をたかられたり、金品を隠されたりすることのほか、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすることも含まれる。

### (2) いじめに対する基本姿勢と対応

いじめは、「人間として絶対に許されない」という強い認識を持つことが重要である。そして個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認し、対応する必要がある。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった組織的・継続的な取組が必要である。加えて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そして、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。

また、教育活動全体を通して、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感、規範意識を高める指導を行うことは、未然防止の観点から重要である。このことは、本校の教育目標「たくましく生きぬく力をもつ子どもの育成」を実践していく上で非常に大切な部分である。このことを踏まえ、生徒指導と本校のこれまでの実践から検討し、以下の取組を行うこととする。

- (ア) 本校教育活動のキーワードである\*「基本行動」の定着を図る。
- (イ) 授業やルールを守る指導を行う上で、「なぜ・なんのために」行うかを明確にし、伝え、支援を行う。
- (ウ) 集団生活で守らなければならないルールがあることを理解し、守る態度が身に付くよう支援する。
- (エ) 日頃から教室の環境整備を行い、効果的な環境的支援を意識する。
- (オ) 「できたか」「できなかったか」という結果だけでなく、過程を大切に、正しく自己評価できたことを評価する。
- (カ) スマートフォンやタブレットなど情報機器を使用するときに、してはいけないことを学ぶ機会を設定する。
- (キ) 普段から児童生徒の実態把握に努め、表情やしぐさ、服装、授業や休憩時の様子などの小さな変化を見逃さないようにする。
- (ク) いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等を保護者や附属学校園、地域の方々に発信する。

## (2) いじめに対する措置

### (ア) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の安全を確保する。

### (イ) 情報の収集

全教職員で情報を共有し、適切な対応を行う。そのために、被害者と加害者そして周囲の児童生徒からも事情聴取を行い、保護者への対応を行う。事情聴取においては、次の3点を意識して行う。

- 1 時間や場所などを特定されない配慮を行うこと
- 2 複数の教員で聞き取りを行うこと
- 3 守秘義務を徹底すること

### (ウ) 事実の確認

必ず被害者側、加害者側の両者から、個別に、時間をかけて事情聴取する。必要があれば周囲の児童生徒からも事情聴取する。いじめの状況やいじめのきっかけなど事実の確認を行い、時系列で情報を整理し、記録に残す。

### (エ) 対応方針の決定

事実が確認でき次第、その事実に基づいた指導方法を検討し、適切な指導あるいは懲戒を行う。家庭訪問の実施、具体的な指導・懲戒の方法を決定し職員会議で周知を行う。

### (オ) 児童生徒への対応

#### ・ 被害者への対応

被害者の心身の苦痛を共感的に理解し、徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。いじめが収束した後も気持ちが落ち着くまで十分に話を聞き心のケアを図る。本人・保護者の意向を確認し授業など活動する場面を検討する。

#### ・ 加害者への対応

当該児童生徒の障がいの特性並びに心情を理解し、人格の成長を旨として、毅然とした態度で指導する。また、いじめを行った心理的な要因や家庭環境等を把握した上で十分に話を聞く機会を設け、他人の痛みを知り、いじめを二度と起こさないよう見守りを続ける。

- ・ 周囲の児童生徒への指導  
周囲ではやしたてたり、見て見ぬふりをしたりした児童生徒に対していじめを自分のこととして考えさせ、自分と他人の両方を大切にする姿勢が身に付くよう指導する。

(カ) 保護者への対応

- ・ 被害者の保護者への対応  
複数の教員で対応し、学校は全力で臨む決意を伝えて、少しでも安心感が得られるようにする。苦痛に対して共感的理解ができるよう、じっくりと話を聞く。また、親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・ 加害者の保護者への対応  
事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。いじめは誰にでも起こる可能性があることを前提に、児童生徒や保護者の心情に配慮しながら、解決に向けて学校全体で取り組むこと、そのために保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 保護者同士が対立している場合の対応  
双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。また、管理職が率先して対応することが有効な手段となることもあるため、対応内容を検討する。最終的には大学や関係機関と連携し解決を目指す。

(キ) 関係機関との連携

以下の機関と連携し、いじめの解決を図る。

- ・ 教育委員会
- ・ 愛媛大学附属学校園事務課（大学の臨床心理士や教育実践総合センターの先生方）
- ・ 警察
- ・ 福祉関係機関（松山市こども家庭センターこども相談課等）
- ・ 医療関係機関
- ・ P T A

(ク) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のネットいじめとは、文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信したり、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をしたりすることである。また、掲示板等特定の児童生徒の個人情報を掲載するなども該当し、これらは犯罪行為である。被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールで情報を確認した場合、速やかに上記(2)いじめに対する措置に従って対処する。また、保護者へのフィルタリングや見守りなどの啓発も併せて行うこととする。

(ケ) いじめが「解消している」状態の確認

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

- 1 いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止・対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処計画を策定し、確実に実行する。

#### 4 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときである。具体的には、次のケースが想定される。

- 児童生徒が自殺しようとした場合
- 身体に重大なけがや障害を負った場合
- 高額な金品等を奪われた場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめが理由で生徒が年間30日程度の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

学校が重大事態と判断した場合、愛媛大学(附属学校園事務課)に報告するとともに、愛媛大学が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

<資料> \* 本校教育活動における「基本行動」について

人生の質の向上を目指すためには、社会生活に通用する確かな「働く力」すなわち「生きる力」を育てる必要がある。

一人一人の社会的・職業的自立に向け、子どもの勤労観・職業観を育てることは、大切な目的の一つである。本校では、勤労観を育てることは「生活意欲」を育てることであり、職業観を育てることは「働く意欲」を育てることであると考えている。「働く意欲」は、「生活意欲」がないと生まれない。さらに、確かな「基本行動」の定着を図ることが、「生活意欲」を育てる要件であると考えている。これらのキーワードは、これまでも当たり前に行われてきた教育活動を、生活の質の向上を目指し「生きる力」を育てる視点から見直す上で重要であると考えている（図1）。

本校教育活動における「基本行動」とは、「基本的生活習慣」及び「日常生活や社会生活において最低必要な基本的な内容（挨拶・返事・要求・マナー等）」のことで、子どもの実態によって必要な支援や表出方法は異なるものの、生きていく上で誰もが身に付ける必要のある行動である。「日常生活の指導」を中心に、日常生活の流れに沿って発展的に取り扱い、できるだけ早期から社会に通用する行動として定着を図りたい。「基本行動」の指導の重要な目的は、日常生活技能の獲得のみにあるのではなく、全ての生活・学習の基礎となる意識を育てることにある。

その意識とは、

- ・基本的生活習慣に関わる行動を自分で正しく確かにしようとする
- ・やりたくなくても、やらなければならないことをしようとする
- ・基本的なきまり・マナーを守ろうとする
- ・必要な情報には注目しようとする

であり、「基本行動」という「生きる力」の視点で「日常生活の指導」等を見直すことが重要である。このような意識は、子どもが日々の学習・生活経験を自ら意味付け、価値付け、方向付けすることにより、生活の自信を高め、自己実現を図るための重要な基盤となる。このことは、「基本行動」の定着が、「生活意欲」「働く意欲」を育てる指導を行う前提として、最優先に取り組まなくてはならない課題であるゆえんである。

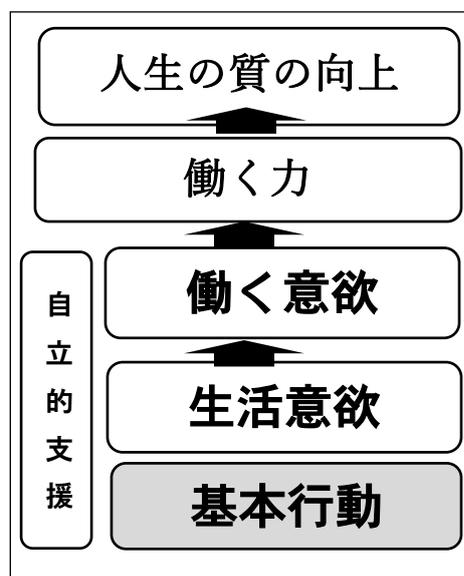


図1 本校教育活動における基本行動